

# 定款・業務規程・送配電等業務指針 変更案の概要について

平成28年2月5日

電力広域的運営推進機関

- 定款（第1号議案）、業務規程（第2号議案）については、広域機関の総会の議決を経た上で、経済産業大臣の認可を得ることが必要。また、送配電等業務指針（第3号議案）については、その変更にあたり、理事会の議決を経た上で、経済産業大臣の認可を得ることが必要。

業務規程：主に、広域機関が実施する業務に関する規定

送配電等業務指針：主に、電気事業者の事業に関する指針

- 今般、本年4月に控えた電力システム改革第2段階の開始への対応等を目的として、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更が必要となり、これら3件の議案は密接に関連する内容であることから、第1～3号議案について、一括して御審議いただきたい。
- なお、本議案は、今後の総会又は経済産業大臣への認可等に際して、変更があり得る旨、御留意いただきたい。
- 今後のスケジュールは下記のとおり

本日：評議員会審議

本日以降：理事会議決・総会招集通知

3月1日：臨時総会議決（定款、業務規程）、報告（送配電等業務指針）

3月上旬：認可申請

## ■ 今回の変更のポイントは以下のとおり。

1. 第2弾改正電気事業法施行（ライセンス制導入）に伴う広域機関会員の議決権の整理 【P4】

2. 第2弾改正電気事業法施行（広域機関の業務追加）に伴い、広域機関が新たに実施することとなる業務に関する規定の追加

⇒広域機関は、将来の供給力不足が見込まれる場合には、入札の実施その他の方法により、電源設置を促進する業務を実施。【P6】

3. 第2弾改正電気事業法施行（小売全面自由化）に伴い、広域機関が新たに実施することとなる業務に関する規定の追加

⇒広域機関は、需要者が小売事業者の切り替え（スイッチ）を行うための諸手続きを支援するためのシステム及び必要なルールを運用 【P7】

## 4. その他

- ライセンス制の導入にともなう技術的な変更（例えば、一般電気事業者→一般送配電事業者の書き換えなど）
- 定款・業務規程・送配電等業務指針相互間の移動（例えば、送配電等業務指針に記載されている広域機関業務を業務規程に移動する等）
- 用語の整理、意味の明確化、字句修正等

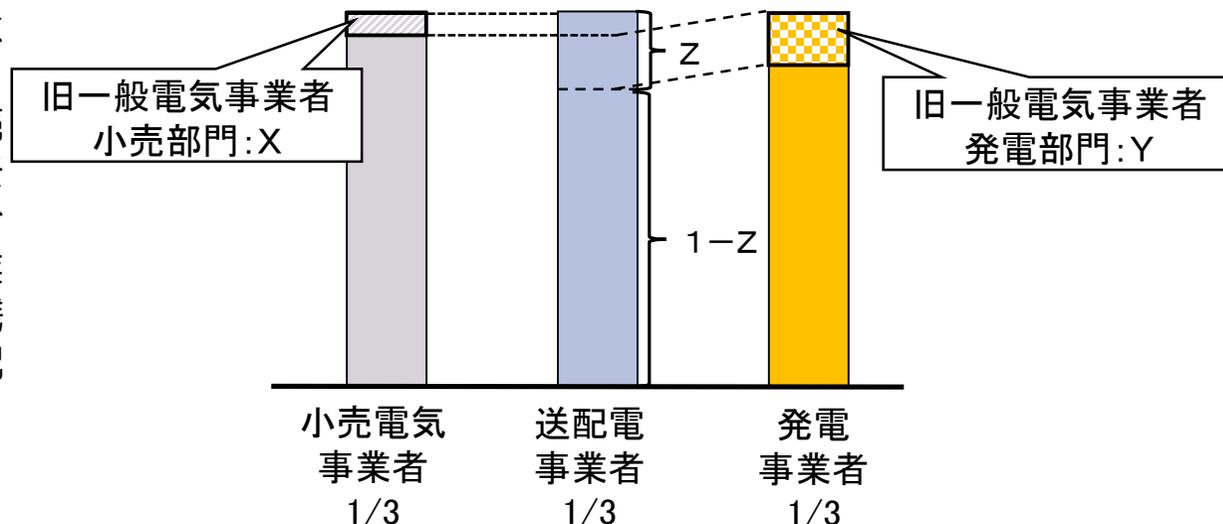
■ ライセンス制の導入に伴い、定款で定める議決権を変更する【第23条の2、附則第3条】

■ 変更にあたってのポイント

- 3事業者グループの議決権が等しくなるようにする（認可基準）
- 1事業者が複数のライセンスを保有する場合は、各々のライセンスに議決権を割り当てる
- 「供給区域において電力システムを維持・運営する事業並びに電力システムを利用して発電及び電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者（＝旧一般電気事業者）の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えないこと。」※第6回WG
- 一方で、安定供給義務を負う一般送配電事業者の議決権が過小とならないような配慮も必要  
→定款では、旧一般電気事業者の議決権総数がちょうど1/3となるように割り当てる

■ 議決権案の詳細

- 小売電気事業者・発電事業者は1社1票とする
- 次に、旧一般電気事業者の小売部門（X）と発電部門（Y）を加算した議決権分（Z）の部分を送電事業者と特定送配電事業者に1社1票で均等配分し、残りの部分（1-Z）を一般送配電事業者10社で均等配分する



## ■ 「電源入札等」に関する規定追加

- 広域機関業務追加【第5条】、理事会決議事項追加【第34条】、評議員会決議事項追加【第41条】
- 電源入札拠出金の規定【第53条の2】

## ■ 評議員関連事項追加変更

- 議決事項追加（需要想定要領、電源入札（再掲））【第41条】
- 評議員会開催頻度（3月ごと→四半期ごと）【第44条】
- 評議員の辞任の届出（3月前→1か月前）【第48条】

## ■ 総会関連事項追加変更

- 通常総会開催頻度（年2回）【第17条】
- 総会議決事項の追加（制裁の決定）【第18条】

## ■ その他

- 主たる事務所の所在地（千代田区→江東区）【第2条】

■ 供給力確保のセーフティネットとして広域機関による電源入札等を規定【業務規程第5章】



有識者委員会

評議員会・理事会

①電源入札等の検討開始手続き

- A. 広域機関の発議（需給逼迫懸念、危機管理）
- B. 一般送配電からの検討要請（需給逼迫の継続）
- C. 国からの検討要請（長期エネルギー需給見通し等）

②検討開始の判断基準(広域機関発議)

- ・供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価で、広域機関が定める適切な予備力・調整力が確保できていない場合
- ・自然災害や社会情勢その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電設備等の確保が必要な場合

③・④入札実施の必要性の検討及び評価(委員会)

- ・全国及び供給区域毎の需給検証
- ・追加的な供給力対策、需要抑制の可能性
- ・需給変動リスクの評価
- ※必要に応じて、会員に対し、発電実績・計画、設備の劣化状態、危機管理対策等に関する聴取を行う。

⑤供給力確保の方法

- ・発電設備の新增設（主に中長期の供給力確保）
- ・既存発電設備の維持（休廃止による需給逼迫、リスク対策）
- ・休止又は廃止電源の再起動（主に短期の供給力確保）

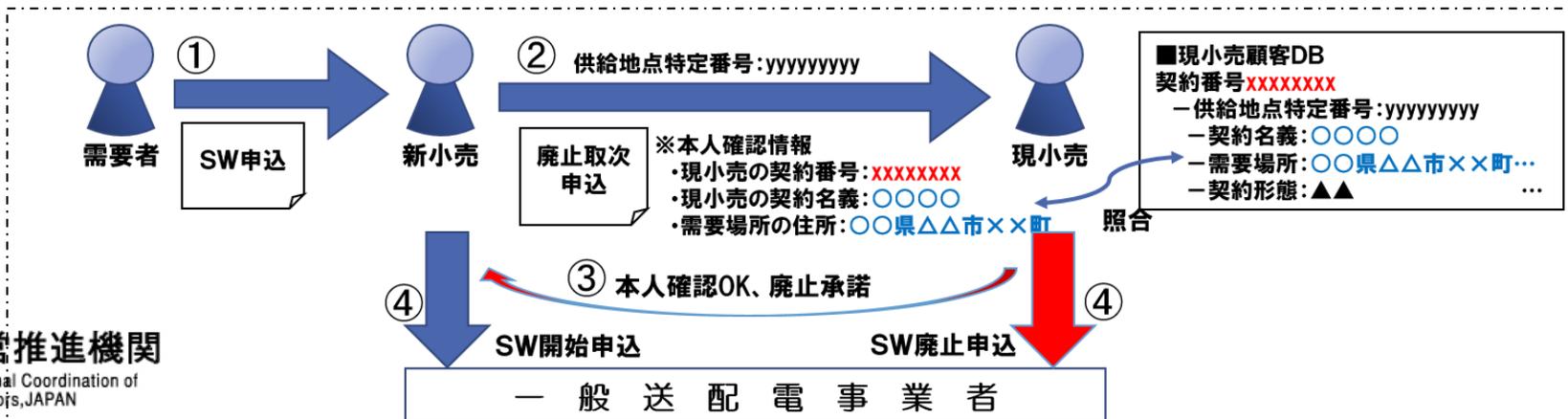
⑥入札実施の決定

上記委員会の検討及び評価結果に基づき、広域機関理事会が電源入札等を実施する必要があると認めたときは、電源入札の実施を決定。

⑦電源入札に関する基本要件の検討(委員会)

供給区域、対象となる電源、供給力の量及び提供期間、入札等の方式、電気の販売に関する条件、上限価格、スケジュール他

- 全面自由化に伴う「スイッチング支援システム」の運用に伴うルール整備
- 広域機関によるスイッチング支援システムの運用、利用の支援【業務規程第13章】
  - システムの運用、機能改修・追加の検討、利用状況のとりまとめ、技術資料・利用マニュアルの提供
- 小売電気事業者のスイッチング支援システム利用ルール【指針第14章】
  - 設備／電力量情報照会に関する取り決め、託送異動等業務に関する取り決め
- 廃止取次における小売電気事業者が遵守すべきルール【指針第14章】
  - 本人確認（なりすまし防止）
    - ✓ 廃止取次では、新小売電気事業者（新小売）が需要者の現小売電気事業者（現小売）との契約解除申込を代行して行う。その際、新小売からの申込みが需要者本人からのものであることを現小売は確認する。
  - 解約に伴う不測の需要者不利益事項説明（需要者⇔小売電気事業者間のトラブル防止）
    - ✓ スwitching廃止取次では、需要者と現小売の接点がないため、契約を解除することで需要者に不測の不利益が生じる可能性がある。新小売から一般的に想定される不利益事項を説明することで需要者の保護を図る。
  - 円滑な廃止取次の実現（ワンストップ廃止取次のための小売電気事業者間連携手順※下記イメージ）



■ 一般送配電事業者による下げ調整力不足時の規定の追加変更（下図）

【業務規程第64条の5、指針第150条～151条の8】 ※第12回WG ※第3回電力基本政策小委

- 2つの措置を追加：一般送配電事業者がオンライン調整できない電源（電源Ⅲ）の抑制、長周期広域周波数調整（他エリアの調整力の活用）
- 2つの措置は原則として事前協議（追加費用負担のない範囲）を行った上で実施

■ 短周期広域周波数調整の新規追加 ※第1回WG

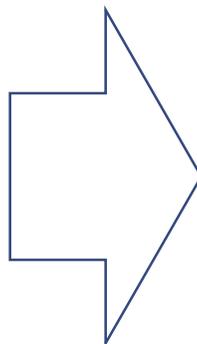
- （長周期広域周波数調整とは別に）連系線を介した30分以内の短周期変動の調整措置の追加 【業務規程第64条の4、指針第141条の2～141条の5】

<従来の措置>

1. 一般電気事業者が調達した発電機、揚水式発電機の揚水運転
2. 一般電気事業者が調達したバイオマス専焼電源
3. 一般電気事業者が調達した地域資源バイオマス電源
4. 卸電力取引所における取引
5. 一般電気事業者が調達した自然変動電源
6. 全国融通
7. 特定規模電気事業者、特定電気事業者又は自己託送を利用する発電者の発電機
8. 長期固定電源

<変更後の措置>

1. 電源Ⅰ、電源Ⅱの抑制\*
2. 電源Ⅲの抑制（原則要請）
3. 長周期広域周波数調整
4. バイオマス専焼電源の抑制
5. 地域資源バイオマス電源の抑制
6. 自然変動電源の抑制
7. 広域機関指示
8. 長期固定電源の抑制



\*電源Ⅰ：一般送配電事業者が調整力として予め確保した電源等  
 電源Ⅱ：オンラインで調整ができる電源等

## ■ 費用負担のあり方（新規）※第14回WG

- 系統アクセス時の系統増強における一般負担と特定負担の割合のあり方について、広域機関が一般負担の限界の基準額を定めること【業務規程第14章】
- 設備形成プロセスにおいて、費用負担割合は国が定める「費用負担ガイドライン」に従うこと【指針第38条等】

## ■ 系統アクセス

- 既存発電設備リプレース時の系統連系希望者募集プロセス（新規）【業務規程第7章第4節、指針第7章第3節】※第14回WG
- 設備更新時の接続検討の要否確認（新規）【業務規程第44条の3、指針第69条の2】
- 電源接続案件募集プロセス実施を広域機関に一元化【業務規程第7章第3節、指針第7章第2節】※第7回WG
- 電源接続案件募集プロセス開始前の単独負担者募集【業務規程第44条の7】
- 空押さえ抑制のため、接続契約申込後の容量確保の取消【指針第85条、第97条の2】※第4回再エネ小委

## ■ 供給計画

- 一般送配電事業者と需給の情報の共有を追加【業務規程第27条の2】
- 年度途中で電気事業者となる者の供給計画の提出【業務規程第26条の3、指針第9条の4】
- ライセンス制移行スケジュールに合わせた供給計画提出期限の移行措置【指針附則】

## ■ 設備形成

- 広域機関による広域系統整備計画の変更（**新規**）【業務規程第35条の4】
- 広域系統整備計画に他者設備が含まれる場合の当該所有者の協力義務【指針第43条の2】
- 合理的な理由が認められる場合の事業者検討提起や応募の取下げ・変更【指針第25条、第31条】

## ■ 調整力の確保

- 一般送配電事業者による調整力の確保について、公募による実施手順（実施要領の作成、公募手続き、契約締結、結果の公表）【指針第5章】※第8回WG

## ■ ライセンス制・計画値同時同量制度導入

- 広域機関の需給状況の監視について、ライセンス単位にて整理【業務規程第8章】
- 計画値同時同量制度における託送供給契約者等の発電計画等の提出ルールを整理【指針第8章】
- 一般送配電事業者が発電計画を作成するFIT特例制度①（**新規**）にともなう計画提出方法（前々日の計画作成手順等）【指針第121条の2】※第8回WG

## ■ 連系線管理

- 随時通告変更：ゲートクローズ（計画受付×切）後におけるエリアを跨いだ電源持ち替え（**新規**）【指針第177条】※第10回WG
- 前日12時を境としたいいわゆる原因者負担の原則（系統利用者起因による混雑処理を伴う連系線計画変更・通告変更は認めない）の導入【業務規程第69条の4第1項第二号、第70条第1項第二号】※第4回WG
- 年間および月間連系線利用計画の日別化【業務規程第65条、指針第173条の2】
- 送電不可判定時における登録可能範囲での一部容量登録を可能に【業務規程第68条】
- 広域機関の計画更新時に利用者からの増量登録を可能に【業務規程第69条の2、第69条の4】

## ■ 作業停止計画調整他における作業員の安全確保

- 【業務規程第88条の3、指針第136条、第204条、第213条、第215条等】

## ■ 系統情報公表

- 「系統情報の公表の考え方」改定に伴う追加変更（地内基幹送電線の情報（**新規**）、「特定負担の前提となる情報公表のあり方」に対応した変更）【業務規程第12章、指針第13章】※第14回WG

## ■ 情報セキュリティ対策

- 電気事業者はスイッチング支援システム利用等に伴う情報セキュリティ対策を実施すること（**新規**）【指針第221条の2】

## ■ 業務分掌

- 組織・要員、委員会を企画部から総務部へ移管等【業務規程第9条】